

平成30年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づき、平成30年度において秋田県内で把握された養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を公表します。

【調査内容】

1 対象者

65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例（65歳未満であるが養介護施設に入所・利用している場合は、高齢者とみなして同法律を適用する。）

2 対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

3 調査項目

被虐待者の状況、虐待の種別、虐待があった施設等の状況 等

【調査結果】

1 平成30年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待件数は3件であった。

被虐待者の状況 (性別、年齢階級、 心身の状態等)	女性 80歳～84歳 要介護5	女性 60歳～64歳 要介護4	男性 85～89歳 要介護1
高齢者虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待 介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	身体的虐待
虐待があった養介護施設等の種類	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	短期入所生活介護
虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職員	事業所代表取締役	事業所代表取締役
市町村、当該養介護施設等において行われた措置	・市町村による施設等に対する指導 ・施設等からの改善計画書の提出	・市町村による施設等に対する指導	・市町村による施設等に対する指導 ・施設等からの改善計画書の提出 ・県による介護保険法第24条に基づく実地指導